# 兵庫県公報

令和4年6月28日 火曜日 第 323 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

告 示	^° →`y`*
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○同 上(同)	2
○ 県営土地改良事業計画の変更の認可(同)	3
○同 上(同)	3
○同 上(同)	3
○ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理	
漁獲可能量について(水産漁港課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○ 神戸国際港都建設道路事業の認可(道路街路課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止(道路保全課)	4
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)	5
〇同 上 (同)	5
○ 公有水面の埋立免許(港湾課)	5
○ 道路の位置指定(但馬県民局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○同 上(同)	7
○同 上(同)	7
公 告	
	0
and the life of the late of th	8
	10
	11 11
	12
	13
	13
	13
	14
	14
	15
	15
	15
○ 同   上(北播磨県民局)	16
正   誤	
○ 令和4年3月31日付け兵庫県公報第27号外中	16
○ 平成29年12月26日付け兵庫県公報第2964号中	16
○ 平成30年2月27日付け兵庫県公報第2980号中	16
○ 平成30年5月29日付け兵庫県公報第3006号中	17

# 兵庫県告示第783号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

示

告

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

# 兵庫県鮎屋川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏	名	住 所
理事	相曽	髙 博	洲本市宇原88番地 1
同	庄 瀬	衞	同 市大野686番地
同	髙 橋	孝 夫	同 市金屋93番地 5
同	増 見	知 之	同 市前平206番地
同	谷口	進一	同 市池田125番地
同	清水	敏 正	同 市木戸509番地 2
同	小 川	正孝	同 市新村224番地
同	西尾	純二	同 市納348番地
同	滝 本	守	同 市鮎屋299番地
同	矢尾田	勝	同 市鮎屋354番地
同	大 上	宣和	南あわじ市山添629番地
同	岡野	賴信	同 市広田広田717番地 1
同	清川	光博	同 市広田中筋191番地
同	野上	豊	同 市中条中筋460番地
同	長尾	泰	同 市中条中筋593番地 1
同	不動	博文	同 市中条徳原422番地
監事	別惣	俊二	洲本市池内80番地
同	肥窓	一弘	同 市上物部902番地23
同	原田	敏 彦	南あわじ市中条徳原270番地
就任役員	<b>~</b> 3. 1.	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	10000 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
役員の区分	氏	名	住所
理 事	相曽	髙 博	洲本市宇原88番地1
同	沖 田	和弘	同 市大野1742番地
同	開	繁幸	同 市金屋197番地
同	増見	知 之	同 市前平206番地
同	清水	敏 正	同 市木戸509番地 2
同	ЩП	惠三	同 市新村73番地
同	門口	益育	同 市池内923番地
同	正井	和夫	同 市納167番地
同	滝 本	守	同 市鮎屋299番地
同	沖 津	裕司	同 市大野11番地 1
同	大 瀬	久	南あわじ市広田広田386番地
同	小坂	利夫	同 市広田中筋1177番地
同	長尾	泰	同 市中条中筋593番地1
同	藤井	正信	同 市中条中筋628番地
同	児玉	昌士	同 市中条徳原336番地 3
同	野上	世	同 市中条中筋460番地
監事	樋口	雅晴	洲本市池田155番地
同	出口	修次	同 市上物部二丁目3番4号
同			南あわじ市山添595番地
1: 4			1100m O 11 E NICOO E 70
同	宮 先	正 弘	南あわじ市山添595番地

# 兵庫県告示第784号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

# 倉本土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理事	宇	杉	敬	治	丹波篠∟	山市倉本286番地1
司	井	貝	敏	夫	同	市倉本283番地1
同	宇	杉	昭	信	同	市倉本213番地2
同	宇	杉		修	同	市倉本161番地
同	宇	杉	堅	_	同	市倉本202番地
同	宇	杉	昌	史	同	市倉本199番地
同	立	野	榮	治	同	市高坂420番地2
監 事	井	貝		薫	同	市倉本164番地1
同	井	貝		仁	同	市倉本316番地
就任役員						
役員の区分		E	£	7		<i>\</i>
区只少四月	F	<b>\</b>	彳			住 所
理事	宇	杉	敬	治	丹波篠山	性 所 山市倉本286番地1
					丹波篠↓ 同	
理事	宇	杉	敬	治		山市倉本286番地1
理事同	宇 宇	杉 杉	敬 昭	治 信	同	山市倉本286番地1 市倉本213番地2
理 事 同 同	宇 宇 井	杉杉貝	敬 昭	治信夫	同同	山市倉本286番地1 市倉本213番地2 市倉本283番地1
理 事 同 同 同	宇 宇 井 宇	杉杉貝杉	敬昭敏	治信夫	同 同 同	山市倉本286番地1 市倉本213番地2 市倉本283番地1 市倉本161番地
理 事 同 同 同 同	宇 宇 井 宇 宇	杉杉貝杉杉	敬昭敏堅	治信夫修一	同 同 同	山市倉本286番地1 市倉本213番地2 市倉本283番地1 市倉本161番地 市倉本202番地
理 同 同 同 同 同 同	宇宇井宇宇	杉杉貝杉杉杉	敬昭敏 堅昌	治信夫修一史	同同同同同同	山市倉本286番地1 市倉本213番地2 市倉本283番地1 市倉本161番地 市倉本202番地 市倉本199番地
理事同同同同同同同	宇宇井宇宇宇谷	杉杉貝杉杉杉口	敬昭敏 堅昌	治信夫修一史弘	同同同同同同	山市倉本286番地 1 市倉本213番地 2 市倉本283番地 1 市倉本161番地 市倉本202番地 市倉本199番地 市高坂54番地

# 兵庫県告示第785号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土 地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	事 業 名	地区名	認可年月日
成相土地改良区	維持管理事業	成相地区	令和4年4月28日

#### 兵庫県告示第786号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	事 業 名	地 区 名	認可年月日
大日川土地改良区	維持管理事業	大日川地区	令和4年5月9日

#### 兵庫県告示第787号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業計画の変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	事 業 名	地 区 名	認可年月日
南淡南部土地改良区	維持管理事業	南淡南部地区	令和4年4月28日

# 兵庫県告示第788号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

同法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準

#### 兵庫県告示第789号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、 同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 施行者の名称
  - 神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.3.1号 有野藤原線

3 事業施行期間

令和4年6月28日から令和9年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

兵庫県神戸市北区有野町有野字西岡場、字岡場、有野町中町1丁目地内

② 使用の部分

兵庫県神戸市北区有野町有野字西岡場地内

## 兵庫県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年6月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年6月28日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和4年6月28日

道路	の種類	道 路 <i>O</i>	) 🗵	域		
路	線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長(メートル)	備考
県道		たつの市龍野町末政字下河原245番4から	旧	6.0から 9.0まで	137. 0	
上 伊	勢 誉 田	同 市龍野町末政字下河原245番2まで	新	6.0から 6.0まで	130. 0	

# 兵庫県告示第791号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の 規定により、平成30年兵庫県告示第541号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を 解除する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
大原(1) I (101070439)	神戸市北区大原2丁目(別図 3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

# 兵庫県告示第792号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の 規定により、令和3年兵庫県告示第380号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を 解除する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
潮見が丘(2) I (101060191)	神戸市垂水区潮見が丘1丁目 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり

# 兵庫県告示第793号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、令和4年6月17日次の公有水面の埋立を 免許した。

令和4年6月28日

尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名 称 兵庫県

代表者 氏 名 兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 2 埋立区域
  - (1) 位置

西宮市今津西浜町39番1、19番及び17番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から®の地点までを順に結んだ線並びに®の地点から②の地点及び①の地点と②の地点を結ぶ令和2年の秋分の日の満潮位(0.P.+1.74m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 鳴尾三等三角点 (北緯 34 度 43 分 04 秒 8714、東経 135 度 20 分 16 秒 1002) から 60 度 02 分 40 秒 777.15mの地点

	7) TO 12 TITL.	191114ントロルバ	
②の地点	①の地点から	139度12分42秒	43.51mの地点
③の地点	②の地点から	143度07分37秒	45.00mの地点
④の地点	③の地点から	129度13分46秒	13.20mの地点
⑤の地点	④の地点から	143度07分26秒	10.01mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	233度03分23秒	53.13mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	323度03分31秒	7.26mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	233度04分41秒	30.35mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	323度03分29秒	8.97mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	53度03分28秒	21.00mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	323度03分28秒	7.99mの地点
⑪の地点	⑪の地点から	323度03分27秒	42.20mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	323度03分28秒	21.54mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	12度07分54秒	37.04mの地点
15の地点	⑭の地点から	282度07分54秒	1.00mの地点
16の地点	⑤の地点から	12度07分54秒	3.13mの地点
⑪の地点	⑯の地点から	102度07分54秒	0.78mの地点
18の地点	⑪の地点から	10度59分44秒	0.43mの地点
19の地点	⑱の地点から	101度10分26秒	20.33mの地点
20の地点	⑲の地点から	10度46分20秒	10.29mの地点
②の地点	20の地点から	281度27分27秒	0.30mの地点

③ 面 積

6,283.02 平方メートル

- 3 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置

西宮市今津西浜町 15 番 2、16 番、17 番 1、17 番 2、18 番、19 番、38 番 4、39 番 1、及び今津真砂町 2 番、3 番 2 から 3 番 5 まで、5 番、6 番に至る陸域並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順に結んだ線及びアの点とソの点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 鳴尾三等三角点(北緯 34 度 43 分 04 秒 8714、東経 135 度 20 分 16 秒 1002) から 55 度 45 分 36 秒 797.49mの地点

イの地点	アの地点から	139度15分49秒	241.64mの地点
ウの地点	イの地点から	232度12分49秒	131.05mの地点
エの地点	ウの地点から	227度07分07秒	17.94mの地点
才の地点	エの地点から	215度55分13秒	20.75mの地点
カの地点	才の地点から	203度32分35秒	19.35mの地点
キの地点	カの地点から	289度25分52秒	22.35mの地点
クの地点	キの地点から	269度08分07秒	48.97mの地点

ケの地点 クの地点から 54度55分04秒 27.83mの地点 コの地点 ケの地点から 3度03分28秒 90.15mの地点 サの地点 コの地点から 34度03分28秒 34.95mの地点 シの地点 サの地点から 323 度 03 分 28 秒 38.16mの地点 スの地点 シの地点から 53度03分28秒 20,00mの地点 セの地点 スの地点から 323 度 03 分 24 秒 15.66mの地点 ソの地点 セの地点から 10度24分20秒 53.14mの地点

#### ③ 面 積

29, 267. 69 平方メートル

#### 4 埋立地の用途

排水機場建設のための河川施設用地

# 兵庫県告示第794号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R02但馬位置0007号	4. 6. 14	豊岡市日高町国分寺字谷ヶ本118番の 一部、119番1の一部	4. 50	64. 86

## 兵庫県告示第795号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R03但馬位置0002号	4. 6. 14	豊岡市日高町国分寺字谷ヶ本91番の一 部、92番の一部	5. 00	99. 60

# 兵庫県告示第796号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和4年6月28日

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 4 6 15 1		朝来市和田山町宮田字向野193番1の一	6. 00	36. 850
		部、191番2の一部	6. 00	19. 562

公告

#### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年6月28日

#### 契約担当者

県立農林水産技術総合センター 所長 多 田 勝 利

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名

水産技術センター漁場環境観測システム保守管理業務委託

(2) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による

(3) 委託期間

契約の日から令和5年3月31日(水)まで

⑷ 履行場所

明石市中崎1丁目4-1地先他 計8箇所

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による 入札参加の資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該工事の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法 (昭和14年法令第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (昭和11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 3 契約条項等を示す期間及び場所

契約書及び誓約書等については、次のとおり閲覧に供する。

閲覧期間

令和4年6月28日(火)から同年7月4日(月)まで 毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所

〒674-0093 兵庫県明石市二見町南二見22-2 兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 電話 (078)941-8601 FAX (078)941-8604

- 4 入札説明書、入札参加資格確認資料及び仕様書等の交付
  - (1) 交付期間

令和4年6月28日(火)から同年7月4日(月)まで

(2) 交付方法

県のホームページ(http://web.pref.hvogo.lg.jp/)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「委託・役務」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

5 入札参加の手続き

入札参加を希望する者は、申込書を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和4年6月28日(火)から同年7月4日(月)まで 毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

上記3(2)の場所に直接持参すること。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札・開札日時及び場所

令和4年7月13日(水)午前11時 兵庫県明石市二見町南二見22-2

兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 2階会議室

(2) 入札書の提出期限

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99条)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年7月12日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- ② 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年7月11日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

③ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金 に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務
  - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した仕様で業務を行えることを確認できる書類を、令和4年7月4日(月)午後4時までに前記3(2)に提出すること。
  - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの書類の提出に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
- ⑤ 入札に関する条件
  - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
  - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。) が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結 予定日(令和4年7月20日(水))まであること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上入札した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
  - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
  - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - コ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
    - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
    - (4) 初度の入札において上記イからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、オに違反し無効となった者以外の者。
- (6) 支払条件は以下のとおりとする。
  - ア 前金払 無
  - イ 部分払 無

(7) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要作成

(9) 落札者の決定方法

入札説明書で示した水産技術センター漁場環境観測システム保守管理業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、兵庫県に 対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 業務スーパー西宮鳴尾店

所在地 西宮市小松西町一丁目8ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 住所 代表者の氏名

TC神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 藤 野 悦 郎

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称住所代表者の氏名神鋼不動産株式会社神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号藤 野 悦 郎

(2) 変更後

名称住所代表者の氏名T C 神鋼不動産株式会社神戸市中央区脇浜海岸通二丁目 2 番 4 号藤 野 悦 郎

4 変更年月日

令和4年4月1日

5 届出年月日

令和4年6月6日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚十木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年6月28日から4箇月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和4年10月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、兵庫県に 対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル武庫川店

所在地 西宮市池開町 25

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

TC神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 藤 野 悦 郎

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更前

名称 住所 代表者の氏名

神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 藤 野 悦 郎

(4) 変更後

名称住所代表者の氏名T C 神鋼不動産株式会社神戸市中央区脇浜海岸通二丁目 2 番 4 号藤 野 悦 郎

4 変更年月日

令和4年4月1日

5 届出年月日

令和4年6月6日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚十木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年6月28日から4箇月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和4年10月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、兵庫県に 対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ石守店

所在地 加古川市神野町石守 467-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名称 住所 代表者の氏名

TC神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号 藤野悦郎

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(5) 変更前

名称 住所 代表者の氏名 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

神鋼不動産株式会社

藤 野 悦 郎

(6) 変更後

名称 住所 代表者の氏名

TC神鋼不動産株式会社 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

藤 野 悦 郎

4 変更年月日

令和4年4月1日

5 届出年月日

令和4年6月6日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年6月28日から4箇月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和4年10月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

# 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示 する。

令和4年6月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

第26回参議院議員通常選挙の選挙公報及び配送業務 5,510,000部

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方等を決定した日

令和4年6月1日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1-5-7

5 随意契約に係る契約金額

28,698,835円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号による。

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和4年6月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - 県立特別支援学校大型スクールバス (観光型) 2台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
  - 令和4年5月31日
- 4 落札者の名称及び住所
  - 三菱ふそうトラック・バス株式会社 近畿ふそう神戸支店 神戸市東灘区向洋町東2丁目2-1
- 5 落札金額
  - 64, 162, 472円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日
  - 令和4年4月12日

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和4年6月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - 県立特別支援学校大型スクールバス (スロープあり) 2台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
  - 令和4年5月31日
- 4 落札者の名称及び住所
  - 三菱ふそうトラック・バス株式会社 近畿ふそう神戸支店 神戸市東灘区向洋町東2丁目2-1
- 5 落札金額
  - 44,544,236円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日
  - 令和4年4月12日

# 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和4年6月28日

契約担当者

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - 県立特別支援学校大型スクールバス (スロープなし) 3台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
  - 令和4年5月31日
- 4 落札者の名称及び住所 いすゞ自動車近畿株式会社神戸支店 神戸市東灘区向洋町西4丁目4
- 5 落札金額
  - 67,980,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和4年4月12日

# 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和4年6月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - 県立特別支援学校中型スクールバス(観光型)5台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日

令和4年6月1日

- 4 落札者の名称及び住所
  - いすゞ自動車近畿株式会社神戸支店 神戸市東灘区向洋町西4丁目4
- 5 落札金額
  - 82, 225, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和4年4月12日

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和4年6月28日

契約担当者

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - 県立特別支援学校中型スクールバス(路線型スロープあり)3台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
  - 令和4年5月31日
- 4 落札者の名称及び住所
  - いすゞ自動車近畿株式会社神戸支店 神戸市東灘区向洋町西4丁目4
- 5 落札金額

68,310,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和4年4月12日

#### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 令和4年6月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - 子宮がん集団検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
  - 令和4年5月19日
- 4 落札者の名称及び住所
  - コニカミノルタジャパン株式会社ヘルスケアカンパニー神戸営業所
  - 神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル3F
- 5 落札金額
  - 42,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和4年4月5日

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 高砂市金ケ田町33番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
  - 神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号
  - シティハウス株式会社 代表取締役 土 井 将 樹
- 3 許可年月日及び許可番号
  - 令和3年10月11日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-18号(3高砂)

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 加古郡播磨町北本荘七丁目1284番1、1284番2、1284番3

15

# 14年0月28日

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 加古川市加古川町栗津793番地の11 ふたばハウジング株式会社 代表取締役 衣 笠 昭 平

3 許可年月日及び許可番号

令和3年12月7日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-26号(3播磨)

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多可郡多可町中区高岸字五反田9番1、10番

同 郡同 町同区高岸字上見48番1、51番1、53番1、54番1、55番、56番、74番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

多可郡多可町八千代区下野間684番地の3

株式会社タイネクサス 代表取締役 田 井 三 治

3 許可年月日及び許可番号

令和4年6月2日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-18-3号(2多可)

正誤

○令和4年3月31日付け(兵庫県公報第27号外)

兵庫県訓令第1号(行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令)中

(ペー ジ)	(行)	(誤)	(正)
177	下から15	総務部法務文書課長	総務部法務文書課

○平成29年12月26日付け(兵庫県公報第2964号)

兵庫県告示第1124号(土砂災害特別警戒区域の指定)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
21	下から12	神戸市北区山田町下谷上(別図69のと おり)	神戸市北区山田町下谷上(別図69のとおり)

○平成30年2月27日付け(兵庫県公報第2980号)

兵庫県告示第162号(土砂災害特別警戒区域の指定)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)	
16	下から4	神戸市北区山田町小河(別図75のとおり)	神戸市北区山田町小河(別図75のとおり)	
17	下から32	神戸市北区山田町下谷上(別図87のと おり)	神戸市北区山田町下谷上(別図87のとおり)	

○平成30年5月29日付け(兵庫県公報第3006号)

# 兵庫県告示第541号(土砂災害特別警戒区域の指定)中

	(ページ)	(行)	(誤)	(正)
_	8	上から20	神戸市北区大原1丁目(別図4のとお り)	神戸市北区大原1丁目(別図4のとおり)
	0	下から8	神戸市北区鈴蘭台東町3丁目(別図17 のとおり)	神戸市北区鈴蘭台東町3丁目 (別図17 のとおり)
	9	下から36	神戸市北区北五葉6丁目(別図30のと おり)	神戸市北区北五葉6丁目 (別図30のと おり)